

4印紙税

課税文書か?
印紙を貼る文書

Yes

記載金額は?

課税主体	国	
課税文書	<p>①不動産の譲渡に関する契約書 売買契約書、不動産の贈与・交換契約書など。</p> <p>②借地権設定契約書（土地賃貸借契約書）</p> <p>③請負に関する契約書</p> <p>④手形（約束手形・為替手形）</p> <p>⑤営業に関する受取書（領収書） 5万未満が非課税!</p>	<p>■課税文書とは、財産権に関する事項を証明する証書 抵当権・質権設定契約書⇒課税文書ではない</p> <p>建物の賃借権設定に関する契約書⇒課税文書ではない</p> <p>業者との媒介契約書（委任契約）⇒課税文書でがない</p> <p>「営業に関する」とは、利益を得る目的で、同種の行為を反復・継続して行うことだ。つまり業者が切る受取書が、営業に関する受取書だ。 ⇒ 商売に関しない個人の受取書は、印紙税が非課税</p>
納税義務者	<p>課税文書の作成者 =印紙を貼らなければいけない文書を現実に作った者</p>	<p>❶ 土地売買の仲介を行ったA社が『A社は、売主B社の代理人として土地代金1億円を受領した』という旨を記載のうえ、買主に交付した領収証に課税される印紙税の納税義務者は？</p> <p>❷ アパート賃貸の仲介を行ったA社が『A社は、大家を代理して敷金15万を受領した』と記載のうえ、借り主に交付した領収証に課税される印紙税の納税義務者は？</p>
非課税者	<p>国・地方公共団体等が作成</p>	<p>国・地方公共団体等と個人（法人）とが共同して作成 国等が保存するもの⇒AとかA法人が作成⇒課税 Aさん（国等以外の者）が保存するもの⇒国等が作成したもの⇒非課税</p>

印紙税の税額は一覧表になっています(別表)

領収書(営業に関する)

印紙税

- 売上代金の受領証「領収証」に関する印紙税額表

記載金額	税額
5万円未満	非課税
5万円以上 100万円以下	200円
100万円超え 200万円以下	400円
200万円超え 300万円以下	600円
300万円超え 500万円以下	1,000円
500万円超え 1,000万円以下	2,000円
1,000万円超え 2,000万円以下	4,000円
2,000万円超え 3,000万円以下	6,000円
3,000万円超え 5,000万円以下	10,000円
5,000万円超え 1億円以下	20,000円
1億円超え 2億円以下	40,000円
2億円超え 3億円以下	60,000円
3億円超え 5億円以下	100,000円

売買契約書・請負契約書

建築工事の請負に関する契約書の印紙税額表

契約書記載金額	税額
1万円未満	非課税
1万円以上 100万円以下	200円
100万円超200万円以下	200円
200万円超300万円以下	500円
300万円超500万円以下	1,000円
500万円超1,000万円以下	5,000円
1,000万円超5,000円以下	1万円
5,000万円超1億円以下	3万円
1億円超5億円以下	6万円
5億円超10億円以下	16万円
10億円超50億円以下	32万円
50億円超	48万円
金額の記載のないもの	200円

例：9800円の山林売買

この網掛け部分のみ覚えれば十分

記載金額（課税標準）

課税文書か？
印紙を貼る文書

Yes

記載金額は？

契約書	記載金額
売買契約書	契約金額（売買代金）
交換契約書	双方の物件の価額の記載あり⇒評価額の高い方の金額 交換差金のみ記載あり⇒交換差金の金額
土地の賃借権・地上権の設定契約書	<p>権利金の金額が記載金額となるだけ ⇒賃料や地代は記載金額ではないぞ！。 ⇒保証金も後日の返還が予定されているので記載金額に含まれない。</p> <p>Q：土地の賃貸借契約書で『賃借料は月額30万円、契約期間は10年間とし、権利金の額は300万円とする』旨が記載された契約書の記載金額は？</p>
請負契約書	請負人の報酬額
贈与契約書	タダでもらっているが課税文書ではあるので記載金額無し
変更契約書	「増額変更」した契約書は、増額部分を記載金額として、印紙税が課税。 「減額変更」した契約書は、記載金額がないものとして、印紙税が課税

消費税額 消費税額が明確に区分記載されていれば記載金額に含めない

同一文書に複数の契約が記載されている場合

①号文書 不動産売買契約書、不動産交換契約書、不動産売渡証書など

②号文書 請負契約

結論：同じ号なら、その合計金額、別の号なら額の高いほう

Q1；『甲土地を5000万円、乙土地を4000万、丙建物を3000万で譲渡する』旨を記載した契約書を作成した場合、印紙税の課税標準となる当該契約書の記載金額は？

Q2；一の契約書に土地の譲渡契約（譲渡金額3000万円）と建物の建築請負契約（請負金額2000万円）をそれぞれ記載した場合、印紙税の課税標準となる当該契約書の契約金額は？

納付方法



正しい押し方



間違った押し方

印紙を貼って「消印」する。
署名でもOK

過怠(かたい)税

印紙税を課税文書作成時までに正しく納付しなかった場合に課せられる税である（印紙税法20条）

原則 当該納付しなかった印紙税の額とその2倍に該当する金額との合計額〔実質3倍〕に相当する過怠税を徴収

例外 自主的に申告したときの過怠税は1.1倍

過怠税の合計額が1,000円未満のときは1,000円を納める必要がある。
つまり、過怠税の最低税額は1,000円